

鹿 児 島 県 公 報

令和4年9月2日（金）第342号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令（森づくり推進課取扱い） 1
- 森林病虫害等防除法の規定に基づく特別伐倒駆除命令（森づくり推進課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 4
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）（水産振興課取扱い） 4
- 基本測量の実施（監理課取扱い） 5
- 公共測量の実施（2件）（監理課取扱い） 5
- 公共測量の終了（監理課取扱い） 5

公 告

- 指定管理者の公募公告（PR観光課取扱い） 6
- 令和4年度技能検定（後期）実施公告（雇用労政課取扱い） 7
- さつま地区特定漁港漁場整備事業計画の公表（漁港漁場課取扱い） 10
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 10

告 示

鹿児島県告示第674号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令和4年9月2日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

(1) 区域

鹿児島市、鹿屋市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、始良市、南種子町、徳之島町、天城町及び伊仙町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和4年9月30日から令和5年3月17日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松の伐採跡地であって、松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松く

い虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

- (3) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条、樹皮及び包装を焼却すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者は、令和5年3月17日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

鹿児島県告示第675号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐

倒駆除命令をする予定である。

令和4年9月2日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

(1) 区域

阿久根市，指宿市，西之表市，薩摩川内市，霧島市，志布志市，南九州市，大崎町，東串良町，錦江町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和4年9月30日から令和5年3月17日まで

2 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し，又は管理する者は，当該松の樹木を伐倒して破砕するか，又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

3 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており，2に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し，同区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

4 その他

(1) 2に掲げる措置については，森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 2に掲げる措置について破砕を行う場合は，破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップーにより破砕する場合にあっては，15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

(3) 2に掲げる措置を行った者は，令和5年3月17日（金）までに，森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を，知事に提出しなければならない。

(4) 知事は，森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは，当該届出者が2に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し，損失補償金を交付する。

(5) 知事は，2に掲げる措置を行うべき松林を所有し，又は管理する者が，1の(2)の期間内に2に掲げる措置を行わないとき，行っても十分でないとき，又は行う見込みがないときは，当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は，(5)に掲げる措置を行った場合において，その費用の額が2に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは，その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(7) 1の(1)の区域内において松林を所有し，又は管理する者は，この告示の日から2週間以内に，理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

鹿児島県告示第676号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和4年9月2日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者	事業所		指定年月日	自立支援医療の種類	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
医療法人徳洲会	大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号	医療法人徳洲会訪問看護ステーションゆんぬ	大島郡与論町大字茶花字赤佐241番11	令和4年9月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第677号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和4年9月2日から同月16日まで北さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和4年9月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
出水市汐見町983番地 飯牟禮清隆
出水市住吉町30番35号 池畑和幸
出水市住吉町26番6号 橋口博敏
- 2 加入区

出水加入区

- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
北さつま漁業協同組合

鹿児島県告示第678号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和4年9月2日から同月16日まで瀬戸内漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和4年9月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
大島郡瀬戸内町大字古仁屋242番地 池田啓男
大島郡瀬戸内町大字薩川193番地イ 豊島裕久
大島郡瀬戸内町大字古仁屋1114番地49 保岡一幸
- 2 加入区
瀬戸内加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
瀬戸内漁業協同組合

鹿児島県告示第679号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（土地条件データ整備）
- 2 作業の期間 令和4年8月22日から令和5年3月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市

鹿児島県告示第680号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、伊佐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（数値撮影及び写真地図作成）
- 2 作業の期間 令和4年7月7日から令和5年2月28日まで
- 3 作業の地域 伊佐市全域

鹿児島県告示第681号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和4年8月8日から令和5年3月22日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市輝北町上百引地内

鹿児島県告示第682号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、

薩摩川内市長から令和4年3月15日鹿児島県告示第201号で告示した公共測量の実施は、令和4年7月29日終了した旨の通知があった。

令和4年9月2日

鹿児島県知事 塩田康一

公 告

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和4年9月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県桜島ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）
- 2 公の施設の所在地
鹿児島市桜島横山町1722番地29
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) ビジターセンターの施設，設備等の維持管理に関する業務
 - (2) ビジターセンターが所在する自然公園の自然及び人文に係る資料の展示及び解説に関する業務
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか，ビジターセンターの管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 5 条例第5条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
 - (1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 法人県民税，法人事業税，消費税，地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
なお，資格要件確認のため，鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 役員等が，暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
ウ 暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与している団体等
エ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
オ 役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど，直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している団体等
カ 役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
キ 役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請
施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は，複数の団体等が共同して申請することができる。

7 申請の方法

(1) 申請書類

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- ウ 管理の業務に関する収支予算書
- エ 法人にあつては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、定款その他の基本約款）
- オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類
- カ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出先

鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課観光地づくり係（鹿児島市鴨池新町10番1号
郵便番号 890-8577）

8 申請を受け付ける期間

令和4年9月2日（金）から同月30日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、令和4年9月30日午後5時15分までに必着のこと。

9 条例第6条各号に掲げる選定の基準

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

- (1) 詳細は、募集要項によるものとする。
- (2) 募集要項は、鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課観光地づくり係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、令和4年9月2日（金）から同月30日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

令和4年度技能検定（後期）実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和4年度技能検定（後期）を次のとおり実施する。

令和4年9月2日

鹿児島県知事 塩田康一

1 技能検定の等級別実施職種

(1) 特級

鋳造，金属熱処理，機械加工，放電加工，金型製作，金属プレス加工，工場板金，めっき，仕上げ，機械検査，ダイカスト，電子機器組立て，電気機器組立て，半導体製品製造，プリント配線板製造，自動販売機調整，光学機器製造，内燃機関組立て，空気圧装置組立て，油圧装置調整，建設機械整備，婦人子供服製造，紳士服製造，プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

機械検査，電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。），半導体製品製造（集積回路チップ製造に係るものに限る。），時計修理，空気圧装置組立て，農業機械整備，冷凍空気調和機器施工，和裁，パン製造，みそ製造，建築大工，かわらぶき，配管（建築配管に係るものに限る。），厨房設備施工，型枠施工，鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。），コンクリート圧送施工，防水施工（アスファルト防水工事及び合成ゴム系シート防水工事に係るものに限る。），樹脂接着剤注入施工，ガラス施工，機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。），電気製図，塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。），広告

美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及び舞台機構調整

(3) 3級

造園，機械加工（普通旋盤に係るものに限る。），機械検査，電子機器組立て，電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。），時計修理，冷凍空気調和機器施工，和裁，家具製作，建築大工，かわらぶき，配管（建築配管に係るものに限る。），型枠施工，鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。），機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。）及び電気製図

なお，(1)から(3)までに掲げる実施職種以外の職種についても，実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に対しては，技能検定を実施する。

2 技能検定の方法

等級別の職種ごとに実技試験及び学科試験によって行う。ただし，実技試験又は学科試験の免除を受ける資格がある者については，当該試験は免除する。

3 技能検定の実施期日

(1) 実技試験

令和4年12月5日（月）から令和5年2月12日（日）までの間において鹿児島県職業能力開発協会が指定する日

(2) 学科試験

等級及び検定職種ごとに次の表に定める日

等級及び検定職種	実施期日
(1級及び2級) 機械検査 電気機器組立て 配管 型枠施工 ガラス施工	令和5年1月22日（日）
(3級) 電気機器組立て 配管 型枠施工	令和5年1月22日（日）
(特級) 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造	令和5年1月29日（日）
(1級及び2級) 時計修理 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 和裁 パン製造 みそ製造 厨房設備施工 防水施工 機械・プラント製図	令和5年1月29日（日）
(3級) 造園 時計修理 冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 機械・プラント製図	令和5年1月29日（日）
(1級及び2級) 舞台機構調整	令和5年2月1日（水）
(1級及び2級) 半導体製品製造 空気圧装置組立て 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 樹脂接着剤注入施工 電気製図 塗装 広告美術仕上げ	令和5年2月5日（日）
(3級) 機械加工 機械検査 電子機器組立て 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 電気製図	令和5年2月5日（日）

4 技能検定の実施場所

鹿児島県職業能力開発協会が指定する場所

5 技能検定試験の手数料

(1) 学科試験 3,100円（学科試験の免除を受けようとする者にあつては，納付を要しな

い。)

- (2) 実技試験 18,200円（3級の実技試験を受験する者で受検資格に必要な訓練又は学科を現に修めているもの（認定職業訓練施設の訓練生で就職している者及び短期課程の訓練生を除く。以下「3級受験在校生」という。）にあっては、12,100円）（実技試験の免除を受けようとする者にあっては、納付を要しない。）

ただし、次に掲げる者にあっては、手数料減額（免除）申請書を提出することにより、手数料の減額を受けることができる。なお、減額後の手数料は、それぞれ次に掲げる金額とする。

ア 2級又は3級の実技試験を受験する者（イに掲げる者を除く。）であって、令和4年4月1日現在において25歳未満の被保険者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいい、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。イにおいて同じ。） 9,200円

イ 3級受験在校生であって、令和4年4月1日現在において25歳未満の被保険者 3,100円

6 受検手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書

イ 年齢を確認できる書面の写し

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあっては、免除を受けることができる者であることを証する書面

エ 技能検定試験の手数料（現金又は郵便振替で納付すること。なお、納付された手数料は原則返還しない。）

オ 技能検定試験の手数料の減額を受けようとする者にあっては、手数料減額（免除）申請書

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県職業能力開発協会（鹿児島市錦江町9番14号 郵便番号 892-0836）

7 提出書類等の受付期間

令和4年10月3日（月）から同月14日（金）までの日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、令和4年10月14日の消印のあるものまで受け付ける。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の受検番号を令和5年3月10日（金）に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者に対し、令和5年3月10日（金）に合格通知を発送する。また、実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鹿児島県職業能力開発協会が、令和5年3月10日（金）に、当該試験に係る合格通知を発送する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

特級又は1級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級又は3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書をそれぞれ交付する。

また、このほか、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

9 その他

(1) 受検申請書用紙及び受検案内の請求は、鹿児島県職業能力開発協会に対して行うこと。

(2) 技能検定についての照会は、鹿児島県職業能力開発協会（電話 099-226-3240）又は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577 電話 099-286-3019）に対して行うこと。

(3) 受検申請書用紙及び受検案内を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の郵便切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封すること。

- (4) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によることとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- (5) 受検者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（実技試験及び学科試験の得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

さつま地区特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により、さつま地区特定漁港漁場整備事業計画を別冊のとおり定めた。

令和4年9月2日

鹿児島県知事 塩田康一

（「別冊」は、省略し、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年9月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿屋市田淵町1459番1，1459番4の一部，1459番10，1459番11，1469番1，1469番2，1498番1，1498番3，1500番7及び1507番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿屋市田淵町1555番地1
株式会社繁昌鉄工建設
代表取締役 繁昌辰雄